

最高裁民三第191号

令和6年11月14日

一般社団法人全国銀行協会 御中

最高裁判所事務総局民事局第一課長

最高裁判所事務総局家庭局第二課長

裁判手続における文字の取扱いについて（通知）

令和6年7月に民事訴訟事件等を対象とするe事件管理システムであるRootS（ルーツ。以下単に「新システム」という。）が、一部の庁に先行導入されたことを契機として、全国の裁判所において、民事・家事分野の裁判手続における文字の取扱いについて、別紙のとおりとすることとなりました。

強制執行や倒産、保全等の手続においては、裁判所から金融機関に対し、各決定正本や通知等を送付しているところですが、別紙の取扱いによる場合、各手続の当事者の氏名等の表記については、裁判事務システム又は裁判所職員のパソコンでそれぞれ標準的に入力することができる範囲の文字のみを使用することが原則となります。特に、金融機関が第三債務者となる場合の差押（仮差押えを含む。）命令や第三者となる情報提供命令においては、命令書に記載された債務者の氏名の字形や字体と口座名義人の氏名の字形や字体が異なることが想定されますが、字種が同一である限りは同一のものと扱っていただくようご注意ください。

(別紙)

民事・家事分野の裁判手続における文字の取扱いについて

新システムでは、情報システムの整備に関する政府の方針（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）及び平成31年3月28日付け内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「文字環境導入実践ガイドブック」参照）等を踏まえ、使用可能な文字がJIS X 0213（約1万文字）の範囲に限定されています。

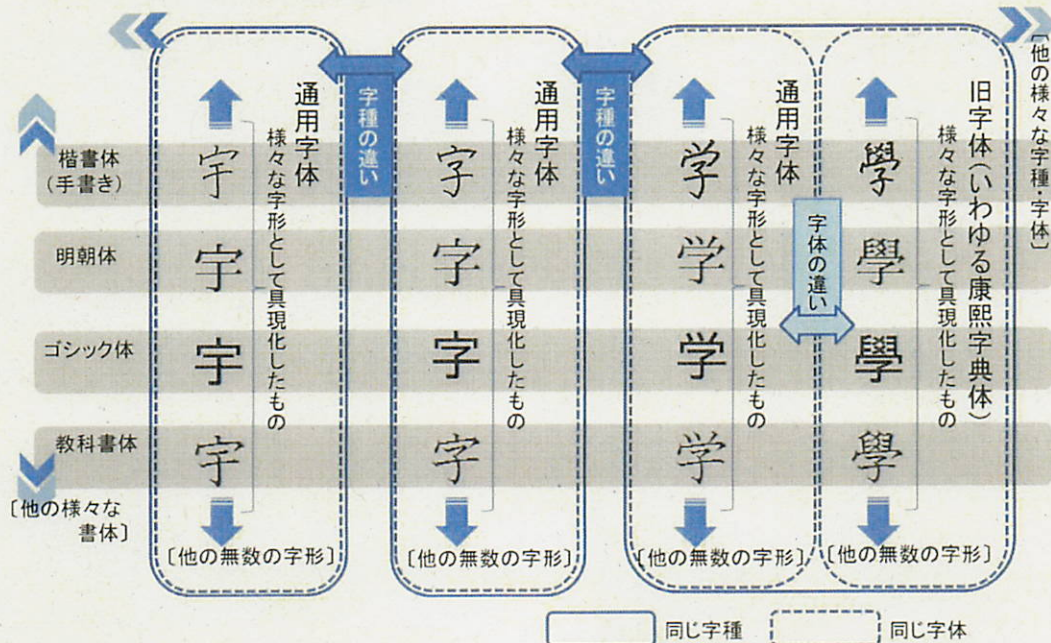
この新システムの導入を契機として、また、常用漢字表における字種・字形についての考え方（平成28年2月29日付け文化審議会国語分科会「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」参照）を踏まえ、事務を合理化する趣旨から、最高裁判所では、民事・家事分野の裁判事務処理に当たっては、字種が同じ文字は、字形や字体の違いにかかわらず、区別せずに同一のものとして取り扱うことを原則とするとともに、裁判文書の作成に当たって、裁判事務システム又は裁判所職員のパソコンでそれぞれ標準的に入力することができる範囲の文字のみを使用することを原則とすることとされました。また、この趣旨は、最高裁判所に限らず裁判事務一般においても妥当するものと考えられることから、全国の裁判所に対してこの取扱いが周知されました。

この取扱いによる場合、当事者の氏名等について、裁判関係書類に記載された事項と登記や供託書、戸籍等に記載又は記録されている事項とで使用されている字形や字体が異なる場合が生じますが、字種が異なるものではない限り（字種、字形及び字体の違いの関係については、別添「常用漢字表の字体・字形に関する指針・図6（1）」参照）、その事項の同一性に疑義が生じることがないことは、法務省との間で確認されていますので、戸籍や登記、供託手続等における支障は生じません。また、具体的な事件における更正決定の要否の

判断においても、この取扱いが参照されるものと想定されます。

(別添)

図6 字体・字形・書体等の関係



※ 原則として、字種が違っていれば字体及び字形も異なり、字体が違っていれば字形も異なる。

「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」（文化審議会国語分科会）より